【特例入所に係る介護支援専門員等の意見　記載上の留意事項】

１　本人の状況

　　○精神・行動障害の発生頻度について

　　　「非常に多い（頻繁）」・・・ほぼ毎日ある場合

　　　「時々ある」・・・・・・・ 週１～３回程度ある場合

　　　「少しある」・・・・・・・ 月に１～３回程度ある場合

２　在宅サービスの利用状況

　　○在宅サービス利用率について

　　　　サービス利用票別表に基づく支給限度額に対するサービス利用額の割合（算定の期間については、概ね直近の過去３か月を基準とし、その平均利用割合）

　　　　算定の対象となるサービスは、次のとおりとする。

　　　　・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活（療養）介護、福祉用具貸与、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護

　　　※現在、対象者が入院等により在宅生活をしていない場合は、□入院、入所中にチェックし、在宅生活に復帰した場合に必要と思われる利用状況で判断してください。

　　　※利用状況を確認するため、申込み施設側より過去３か月分のサービス利用票の提供を御依頼する場合があるので、御協力願います。

　　○在宅サービスの提供状況について

　　　「十分ある」・・・・本人の介護度に見合ったサービスを提供できている。

「不十分である」・・必要と考えるサービスを提供できていない。

※また、不十分にチェックした場合にはその理由を記載してください。

　　　（例：本人がサービス拒否、金銭的に困難、中山間地域に居住しており提供体制が不十分など）

３　主たる介護者・家族等の状況

　　○世帯の状況

　　　　独居・高齢者のみ世帯以外の場合は、その他の欄に同居・別居を○で囲んでください。

　　　　また、同居する人数を記載してください。

　　○介護者の心身の状況について

　　　「高齢」・・・高齢（おおむね65歳以上）により身体能力等が低下している者であり介護に支障がある。

　　　「障害」・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかを所持して

いる者やそれに準ずる者であり介護に支障がある。

　　　「病弱」・・・慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする者や身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする者であり介護に支障がある。

　　　「慢性疾患等のため定期的な通院を余儀なくされている」

　　　　　　・・・疾病等により定期的な通院や入院治療の繰り返しなどをしている者であり介護に支障がある。

　　　「就労のため、日中は不在等で介護できない」

　　　　　　・・・日中就労（夜間勤務で昼間休息の場合も含む）により介護が難しい場合。

　　　「就学のため、日中は不在等で介護できない」

　　　　　　・・・日中就学により介護が難しい場合。

　　　「就学前の子どもを養育している」

　　　　　　・・・就学前の子どもの療育や妊娠により介護が難しい場合。

　　　「入所希望者以外にも要介護者等を看護・看病している」

　　　　　・・・入所希望者以外にも要介護者や障害者、入院など療養が必要な者が

おり、介護が難しい場合。

　　　※入院・入所中の場合には、在宅生活に復帰した場合の介護状況を想定して記載してください。

　　○他の家族等の支援状況

　　　　同居・別居に関わらず、主たる介護者以外の家族等の協力があるかで判断してください。

４　特別養護老人ホーム以外での生活が困難な理由

　　　本人の認知症等状況や家族の介護状況、居宅サービスの利用状況等を踏まえながら、在宅で介護できない事情や特養以外での生活が困難な理由を具体的に記載してください。

意見を記載できる介護支援専門員がいない場合は、第三者である医療機関や施設などの医療ソーシャルワーカーや相談員等が記載できる。

意見記載者は、公正な立場で記載する。